

人口・社会統計部会の審議状況について  
(賃金構造基本統計調査)(報告)

項目	変更内容等	部会審議		審議の状況
		第1回	第2回	
1 計画の変更 (1) 調査対象の属性的範囲の変更	○日本標準産業分類(平成25年10月改定)の大分類「宿泊業、飲食サービス業」のうち中分類「飲食店」の小分類「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に属する事業所を調査対象から除外		●	・他の調査対象業種との整合性等の観点から、本調査の調査対象とする余地について、改めて検討・整理(→最終的な判断は、部会長に一任)
(2) 報告を求めるとの報告者の変更	○一括調査方式の導入に伴い、企業を代表する者を報告者に追加		●	【 <b>適当と整理</b> 】 (調査の効率化及び報告者負担の軽減に資するもの)
(3) 報告を求めるとの事項の変更	○外国人労働者の「在留資格」を把握する調査事項の追加【個人票】		●	【 <b>適当と整理</b> 】 (施策ニーズへの対応を図るもの) ◆なお、外国人労働者の就労状況の的確な把握等の観点から、外国人労働者の「国籍」の把握について検討することが必要(⇒「今後の課題」候補)
	○「労働者の番号又は氏名」を把握する調査事項の削除【個人票】		●	【 <b>おおむね適当と整理</b> 】 (報告者の忌避感や記入負担を軽減し、「備考」欄への識別番号の記入により代替を図るもの) ◆ただし、報告者に紛れが生じないよう、「備考」欄の注記を修正することが必要
	○改元に伴う調査年次の表記の変更【事業所票及び個人票】		●	【 <b>適当と整理</b> 】 (改元に伴い変更するもの)
(4) 報告を求めるとの用に用いる方法の変更	○現行の調査計画における調査員調査から、厚生労働省から一括して調査票を郵送配布し、都道府県労働局及び労働基準監督署経由により郵送提出することを原則としつつ、一部、調査員又は職員により調査票を回収、または、企業の本社が傘下の調査対象事業所の調査票に一括回答し郵送提出する方法に再編・整理		●	【 <b>おおむね適当と整理</b> 】 (本調査の実情を踏まえつつ、調査精度の確保・向上及び調査の効率の実施等の観点から、調査方法の再編・整理を図るもの。また、2020年調査から導入予定のオンライン調査の推進にも寄与) ◆ただし、更なる報告者の利便性の向上及び負担軽減の観点から、電子媒体による調査票の提出も可能とすることが必要
(5) 集計事項の変更	○外国人労働者の「在留区分」を把握する調査事項の追加に伴う集計事項の追加		●	【 <b>おおむね適当と整理</b> 】 (施策ニーズ等への対応を図るもの) ◆ただし、外国人労働者の「在留資格」に関連した集計事項について、調査結果を踏まえ、性別、地域別等の集計の充実を図ることについて検討することが必要(⇒「今後の課題」候補)
2 公的統計の整備に関する基本的な計画における課題への対応状況	(1) 統計利用者への本調査の特徴を含めた情報提供	●	●	・公的統計の整備に関する基本的な計画に対応するための取組については、以下の事項について取組の強化が必要(⇒「今後の課題」候補) ① 毎月勤労統計との比較では、両統計の推計方法が異なることに留意しつつ、適切な比較・分析を行うほか、集計値を用いた比較に加え、同一事業所の個票を用いた比較についても検討すること。
	(2) 個人票の匿名データの提供の検討			
	(3) 調査方法の見直し、公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更、事業所内の全労働者調査の検討			

項目	変更内容等	部会審議		審議の状況
		第1回	第2回	
				② 賃金水準について、本統計と類似の統計との比較可能性についても検討すること。 ③ 匿名データ化の検討に当たり、個人票の情報のみならず、当該事業所の情報を付加することも含め、利用者にとって利便性の高いデータ提供に向けて検討を進めること。 ④ 回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更に当たっては、過去の調査結果についても推計を行うよう検討すること。 ⑤ 調査対象事業所の判断により事業所内の全労働者を調査対象とする場合における調査結果の推計方法について検討すること。 ⑥ 個人票における外国人労働者の「国籍」の把握とともに、事業所票及び個人票の既存の調査事項の見直しの余地について検討すること。

※ 第1回（第100回人口・社会統計部会）は平成31年3月28日（木）に、また、第2回（第101回人口・社会統計部会）は平成31年4月8日（月）に開催。

平成 31 年 4 月 18 日  
厚生労働省

## 部会審議において追加報告した事項について

### 1 賃金構造基本統計調査において郵送調査を始めた時期について

厚生労働省内の調査により平成 18 年にはほとんどが郵送調査で行われていたことが判明していたが、平成 31 年 3 月 8 日に総務省から公表された「賃金構造基本統計問題に関する緊急報告」においては「郵送調査の実務の始期は特定できていない。」とされている。

このため、各都道府県労働局が元職員等に当時の調査方法について電話聴取することにより情報収集したところ、記憶違いのおそれや情報が得られない期間があるなど留意が必要であるが、ある時期に一斉に郵送が主となったわけではないとみられる。また、厚生労働省から都道府県労働局に対して、郵送調査に変更する、あるいは調査方法の実態を修正するといった指示は確認されなかった。

さらに、過去の回収率の推移を見ると、平成 17 年の調査計画の変更（調査項目の追加及び調査対象数の増加）がなされたとき以外には回収率に大きな変動がないこと、本省からの調査方法に関する指示も確認されていないことから、ある時期に一斉に郵送調査を始めたのではなく、徐々に郵送調査が広まっていったものと推察される。

### 2 賃金構造基本統計調査において「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を調査対象から除外した時期について

- ・賃金構造基本統計調査の前身である「職業別賃金実態調査報告」（昭和 29～32 年）、「賃金構造基本調査報告」（昭和 33～36 年）の職業解説において、小売業「飲食店給仕（女子）」には「カフェー、バー、キャバレー、サロン等において接客の仕事に従事する者」を除くとの記載がある（昭和 37 年及び 38 年については、職種の調査なし）
- ・「賃金構造基本統計調査報告」となった昭和 39 年の報告書においては小売業「飲食店給仕（女子）」は「カフェー、バー、キャバレー、サロン等において接客の仕事に従事する者」を除くとの記載があり、その次に職業別調査が行われた昭和 45 年の報告書に「給仕人（女子）」は「バー、ナイトクラブ、

キャバレー、サロン等において接客の仕事に従事する者」を除く記載がある  
(昭和 40~44 年については、調査対象職種に「飲食店給仕(女子)」がない)

- ・昭和 48 年以降も報告書には同様の記載がある(昭和 46 年及び 47 年については、調査対象職種に「給仕人(女子)」がない)

ことが確認されており、賃金構造基本統計調査開始当初から「バー, キャバレー, ナイトクラブ」を調査対象から除外していたと考えるのが相当であると思量する。

なお、賃金構造基本統計調査で現存する最も古い調査票情報(個票データ)は昭和 55 年調査のものであるが、その内容を確認したところ、飲食店に属する産業小分類のなかで「バー, キャバレー, ナイトクラブ」だけが当該業種に該当する事業所がない(他に該当する事業所がない産業小分類としては「砲製造業」など母集団事業所がほとんどない業種)。

平成 31 年 4 月 18 日  
厚生労働省

賃金構造基本統計調査の実施に係るガバナンス確保等に向けた今後の取組について

## 1 調査実施上の課題と対策の考え方

賃金構造基本統計調査については、都道府県労働局及び労働基準監督署（以下「労働局等」という。）に統計調査業務のうちの実査及び審査を担わせているが、労働局等において厚生労働省の示す「賃金構造基本統計調査手引」に従って業務が行われているかどうかなど十分把握しておらず、改善指示をはじめ有効な対策を講じていなかった。

このため、今後は以下のように、本社一括調査等により本省が直接担う事務を拡大するとともに、本省と労働局等との間で調査実施過程の情報共有、進行管理を適正化するなど、ガバナンスの確保に向けた取組を予定している。

## 2 具体的な取組内容（平成 31 年）

### （1）本省事務の拡大

#### ① 調査票の一括配布

調査票は厚生労働省から直接、調査事業所あて郵送にて配布する。これにより、労働局等における封緘・発送作業が不要になり行政事務の効率化につながるとともに、調査票の提出期限が統一される。

#### ② 本社一括調査の見直し

一括調査の対象とする企業の範囲を拡大するとともに、本社一括企業に係る調査票の配布・回収について厚生労働省で一括して行う（別紙 1 参照）。これにより、本社一括調査の窓口が一元化され報告者負担軽減につながるとともに、労働局等の調整業務を軽減する。なお、本社一括調査の対象企業については電子媒体による提出を認めることで本社一括調査への移行を促す。

### （2）進行管理の適正化（回収・督促状況のオンタイム管理）

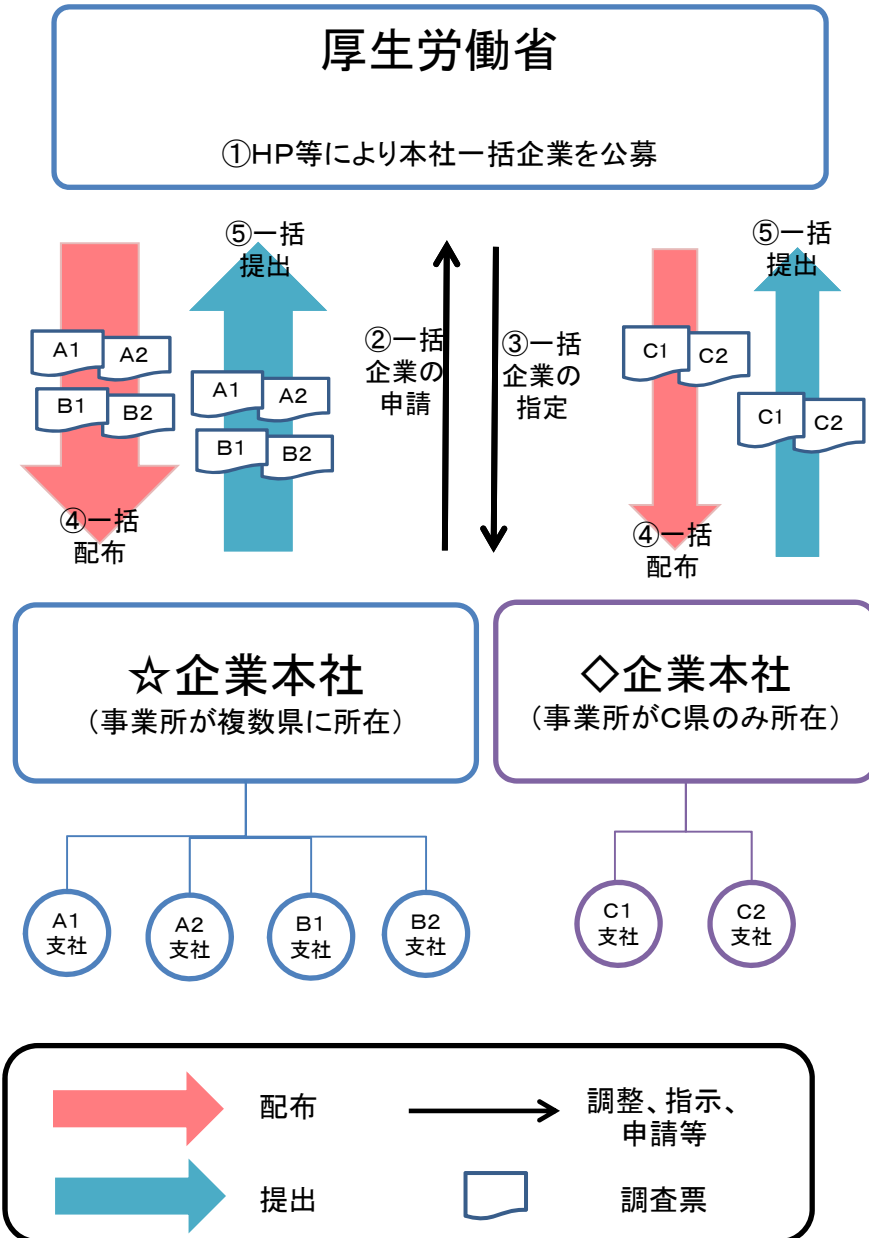
労働局等において、調査票の回収状況や督促履歴をオンタイム管理させ、省内 LAN を用いて厚生労働省と労働局等で進捗管理のためのファイルを共有する（別紙 2 参照）。これにより、厚生労働省において調査の実施状況・進捗状況を随時把握し、適宜、必要な助言指導を行えるようにする。また、労働局等において廃止等による調査不能が判明した事業所について、厚生労働省が速やかに把握し補充事業所を選定することで、回収率の向上につなげる。

さらに、都道府県労働局毎に目標回収率を設定することで、オンタイム管理等を含めた調査の適切な実施を促す。

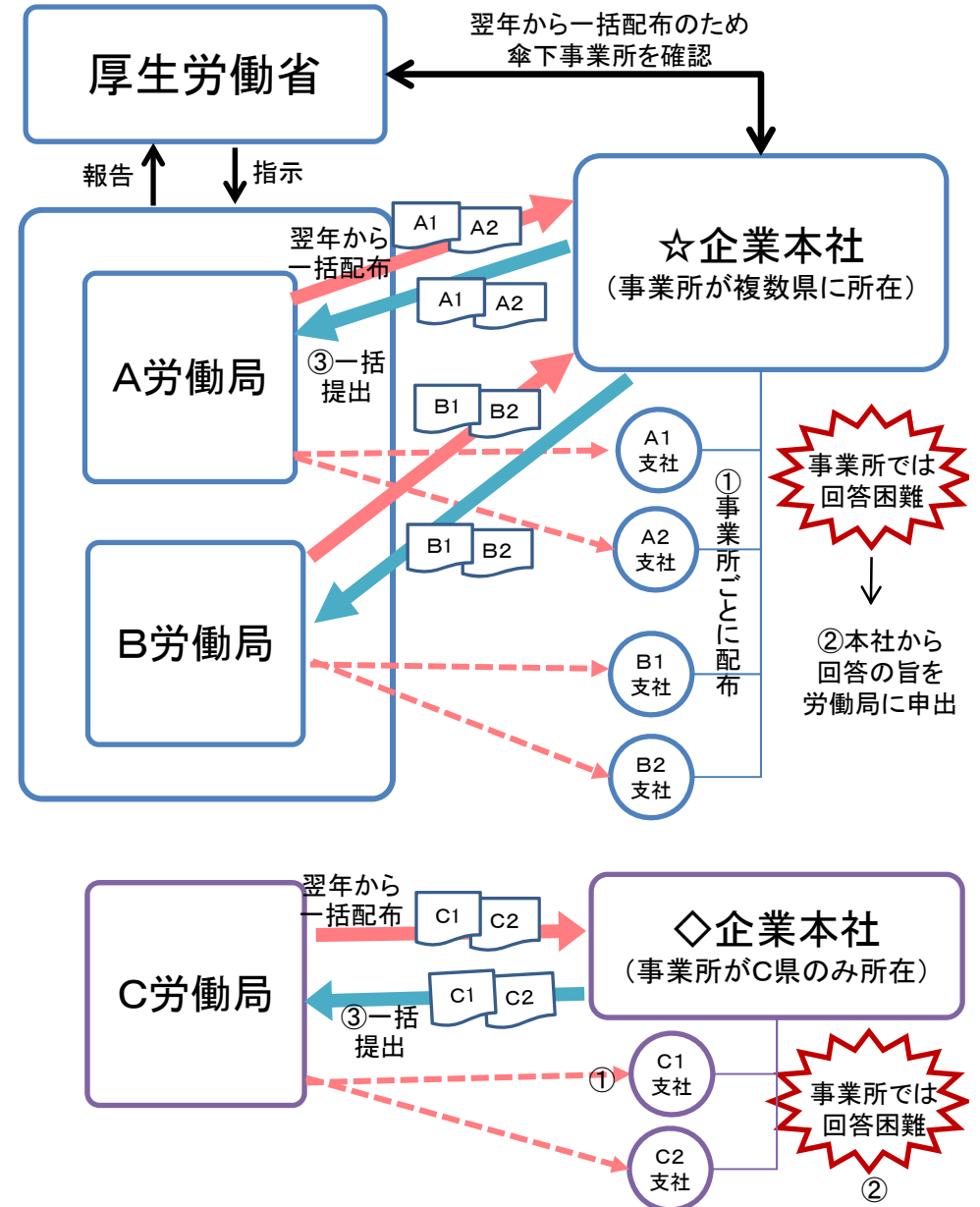
# 本社一括調査の概要

(別紙1)

## 2019年調査の計画

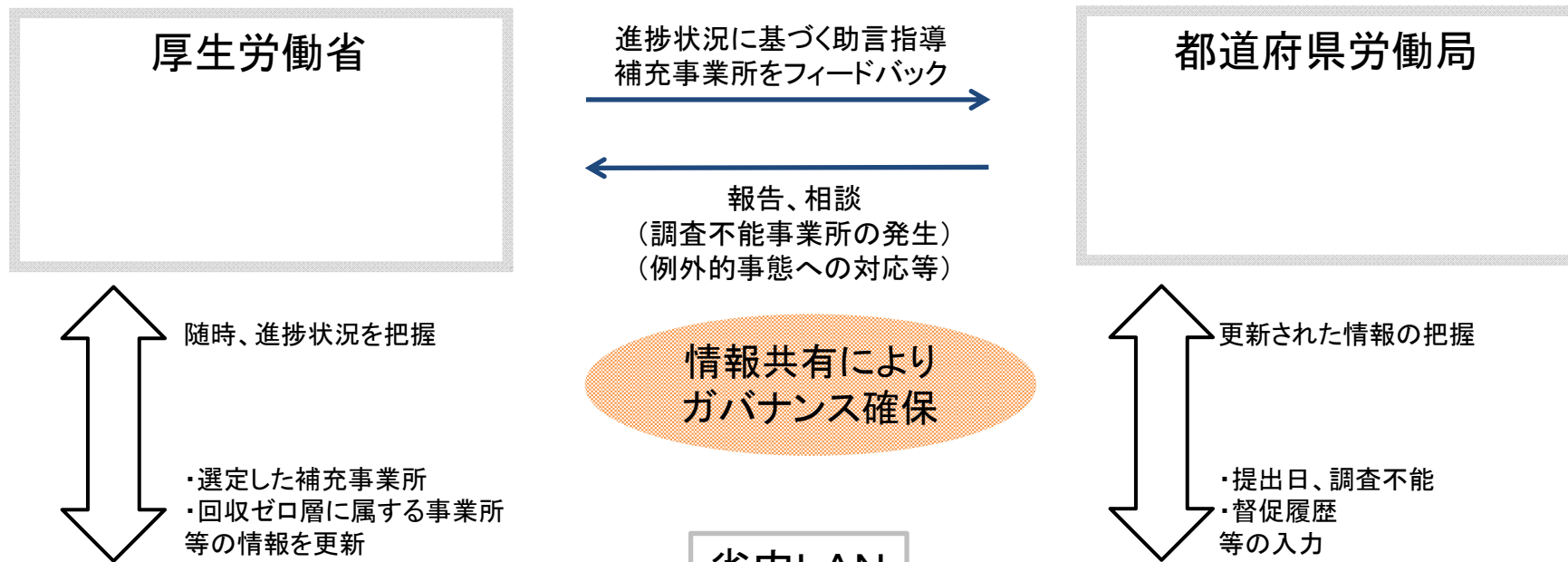


## これまでの状況



# 回収状況等のオンタイム管理

(別紙2)



進捗管理用共有ファイル

県番号	事業所一連番号	事業所名称	産業			事業所規模	回収ゼロ層	提出方法	提出日	調査不能事由	補充状況	再送日	訪問関係		照会関係		督促関係(第1期)			督促関係(第2期)			
			大	中	小								回数	訪問日	訪問者	対応日	主なやりとり	督促日	督促者	督促結果	督促日	督促者	督促結果
02	100019	○×株式会社	E	24	4	9		郵送	7/15														
02	100027	有限会社○×	D	08	3	8	*																

抽出層毎に回収状況を把握  
→ 回収困難な層を優先的に督促し、統計精度向上

廃止等による調査不能を把握  
→ 迅速に補充事業所を選定し、回収率向上

回収状況、督促履歴を管理  
→ 効果的な督促が可能

## 第100回人口・社会統計部会議事概要

1 日 時 平成31年3月28日（木）9:55～12:05

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

## 【委員】

白波瀬 佐和子（部会長）、嶋崎 尚子、永瀬 伸子

## 【専門委員】

川口 大司（東京大学大学院経済学研究科教授）

## 【審議協力者（各省等）】

財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

## 【調査実施者】

厚生労働省：森川政策統括官付参事官、古館外国人雇用対策課長ほか

## 【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：澤村審査官、宮内調査官ほか

4 議 題 賃金構造基本統計調査の変更について

5 概 要

- 3月18日開催の第134回統計委員会において諮問された賃金構造基本統計調査の変更について、統計委員会における委員からの意見を共有した後、審査メモのうち、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）における指摘への対応状況について審議が行われた。
- 審議の結果、一部事項について、調査実施者において整理・確認の上、次回部会において更に審議を行い、最終的に整理することとされた。  
委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

## ◇第Ⅲ期基本計画における指摘への対応状況について

## （1）第Ⅲ期基本計画の各課題に係る現時点における検証・検討状況

- ・ 本調査の個票データを用いた分析を行うことにより、報告書では分からない労働者数の変化等の把握が可能であり、本調査の匿名データの利用推進を図る意義は非常に大きい。地域区分を統合、企業規模の階級値化などの工夫により、調査対象企業が特定されるとの懸念も回避できるのではないか。
- ・ 今後、働き方改革が進められる中で、職種別の賃金水準の動向が注目されるが、職種区分に階級という考え方が入っていないため、調査精度との関係から表章可能かを判断



する必要はあるが、企業規模100人未満の事業所についても、個人票において役職を把握することが重要と考える。

→ 多忙な中で報告者に回答頂いているものであり、国民共有の資産として重要と考えており、個人情報保護の観点にも留意しつつ、広く活用される方策を検討したい。

- ・ 労働者数の推計方法として、従来の復元倍率に事業所の回収率の逆数を乗じて機械的に推計する方法については、優良な事業所からの回答割合が高いなど、回答事業所に偏りがある場合、誤差が拡大する可能性があるため、慎重に検討する必要がある。

→ 御指摘の点も含めて、検討したい。

- ・ 多変数解析を行う上でも個票利用の重要性は非常に高まっていることから、匿名データの作成を早急に進めてほしい。また、匿名データの作成に当たっては、事業所情報もある程度付加するとともに、都道府県別の所在地情報や、5歳年齢階級別などの秘匿にこだわり過ぎると利便価値が著しく低下するため、どの程度の秘匿が必要かということと合わせ、実際の利用面も考慮して検討してほしい。

- ・ 連続して回答されている事業所と調査協力が得られなかった事業所との比較を行うことにより、回答事業所の属性など、非標本誤差の評価・分析を行うことも必要と考える。

- ・ どのような位置づけで個人票の匿名データを作成することになるのか。

→現状では、世帯を対象とする統計調査については、匿名データの提供が進められている一方で、企業・事業所を対象とする統計調査については、産業分類や地域の情報を付加することにより、特定されやすくなるため、匿名データの提供が進んでいない現状にある。賃金構造基本統計調査については、世帯対象と事業所・企業対象の中間的な統計調査であり、個人票は世帯対象の統計調査と類似したものと位置づけられるかもしれない。ただし、事業所情報を付加した匿名データの提供には難しい点もあるかもしれない。

- ・ オンライン調査の利用意向に係るアンケート結果で「分からない」との回答が多かったとしているが、導入予定なのであれば、初期設定の簡素化やシステムの利用のしやすさなど、どのようにすればオンラインを利用できるかという視点から検討すべきではないか。また、事業所内の全労働者を調査することについても、希望する事業所が少ないことは事前に想定されたことではあるが、一定の労働者を抽出して報告するよりも、全労働者のデータを報告した方が抽出作業の手間が省けるということではないか。

→ 全ての調査事項がシステム管理されている事業所の場合は、オンライン回答しやすいと思われるが、学歴等をシステムで一括管理していない事業所もあるため、報告者負担も考慮して慎重に検討したい。

→ 事業所において適切に確率抽出されているかという課題もあるので、事業所内の全労働者を対象とすることで抽出する手間が省けるというメリットもある。また、仮に全労働者を調査する事業所と抽出で行う事業所があった場合、復元に用いるウェイト

の作り方が難しいのではないか。

→ 調査事項全てについてシステム管理していても機微な情報も含まれているため、あえて紙の調査票で回答する事業所もあると考えられることから、全ての事業所について全労働者を対象とすることは困難と考えるが、御指摘の課題についても、検討したい。

- ・ 毎月勤労統計調査と賃金構造基本統計調査を集計値ベースで比較するのであれば、同調査と賃金構造基本統計調査の復元方法を揃えた上で比較するなど、十分注意する必要がある。

また、毎月勤労統計調査との比較に当たっては、個票を用いた比較も重要である。賃金構造基本統計調査において、事業所内における労働者の抽出が適切か確認する都の見地から、毎月勤労統計調査との共通事業所を対象として、各年6月について、毎月勤労統計調査による事業所の所定内給与と本調査による所定内給与が一致するか否かの分析・検証を行うことも有用ではないか。

- ・ 本社一括調査については、従前から企業の希望に応じて実施していたとのことであるが、調査対象事業所全体のうち何パーセント程度で実施されているのか、また、これまでの本社一括調査はどのような企業を対象として実施されているのか、次回、具体的に説明してほしい。

## (2) 調査実施上の構造的な課題を踏まえた透明性や再現可能性の確保等に向けた取組状況

- ・ 今回の調査対象の属性的範囲や調査方法の見直しは、従前からの実態に即して変更するというのではなく、なぜ調査計画と実態に相違が生じてしまったのかを確認した上で、再度起こらないようにするためにはどうすれば良いかという観点からの検討が重要である。

- ・ 調査の透明性の確保に向けた取組として、都道府県労働局等と厚生労働省との間での回収率や督促件数等の情報共有や、都道府県労働局等における調査票の回収状況や督促履歴のオンタイム管理等を行うとしているが、単に数値や量として把握可能なものに限定するのではなく、どのような記録を都道府県労働局等が作成し、いつの段階で厚生労働省に報告するのか、また、イレギュラーな事案への対応に関する記録などが重要であり、より具体的な方策を検討すべきと考える。

→ しっかり対応したい。

- ・ 2020年調査から新たな復元方法による集計を予定しているが、過去に遡って新たな復元方法により再集計する際に必要となる都道府県別、産業別、事業所規模別の回収率のデータは、いつの時点のものまで保存されているのか。

→ 平成18年より後については、以前のワーキンググループの場で回収率を考慮した推計を行い議論しており、回収率を考慮した推計は可能と考えている。

それ以前については、データが存在するか確認が必要である。

→ そのような情報については、しっかり公表してほしい。

- ・ 事後的に再現計算を行う上で、調査対象名簿は重要な情報であるが、いつ時点の調査まで保存しているか、教えてほしい。

→ 確認の上で回答したい。

→ 調査方法の基礎となる情報であるため、きちんと保存しておくことが重要である。

### (3) 郵送による調査票の配布・回収の開始時期及び公表済みの結果について調査計画との相違による影響の有無

- ・ 郵送による調査票の配布・回収の開始時期については、統計技術的な観点から妥当性を検討する際に重要な要素であり、公表済みの調査結果への影響とも関連する課題である。

- ・ 「バー、キャバレー、ナイトクラブ」のみを調査対象業種から除外するのは、不自然である。これまで一貫して対象外としていたのかも不明瞭な状況の中、過去から対象外としているのではないかとの推測の下、実態に合わせて変更したいとする姿勢が見て取れる。

- ・ 郵送による調査票の配布・回収が開始された時期は、推測も含め、もう少し特定できないのか。これが明らかになれば、調査結果への影響も検証・検討可能になる。

→ 郵送調査の開始時期については、平成18年時点において、既に広く採用されていたことまでしか分からない。ただし、ある時点で、本省からの指示で変更したのではなく、各都道府県労働局で徐々に拡大されてきたものと推測している。

- ・ 本来、調査実施者が定めた調査方法により統一的に実施されるべきところ、都道府県労働局それぞれの判断で郵送回収を導入・拡大したことが今回の調査計画との相違が生じる原因となったのではないか。

→ 御指摘のとおり、省内のガバナンスが確立されていなかったことが、今回の問題の原因の一つと考えており、再発防止のためにも調査実施状況を適切に把握・確認するなど管理体制等を見直したい。

- ・ 総務省行政評価局が取りまとめた緊急報告及び本日の厚生労働省の追加説明においても、郵送調査の開始時期は明確になっておらず、今後もその詳細が明らかになることは期待できないと考える。そのため、次回の部会審議では、今回の変更によって一層適切な督促や審査等が担保されるのか丁寧に確認することとしたい。

その上で、調査実施者から提示された説明資料に加え、口頭で補足説明のあった点も含めて、改めて資料として整理していただいた上で、部会での審議結果と合わせて、統計委員会に報告することにする。

→ 平成30年調査結果の公表に当たっては、これまで調査計画と実態に相違が生じていたことから、結果の妥当性について、一定の留保が必要との理解でよい。

- 現段階において、結果の妥当性を判断するだけの根拠も示されておらず、また、統計委員会における議論もなされていない。なお、結果の公表に当たっては、利用者に丁寧な情報提供が必要と考える。
- 平成30年調査結果の公表時期も迫っており、早期の公表を待っている統計利用者もいるため、本日いただいた御意見も踏まえ、丁寧な注意書きを付して公表することとしたい。
- 調査実施者の責任において、可能な限りの情報提供を行った上で、速やかな結果公表をお願いしたい。

## 6 今後の予定

次回部会は平成31年4月8日（月）10時から開催することとされた。

また、本日の審議結果については、4月18日（木）に開催予定の第135回統計委員会において報告することとされた。

(以 上)